

宝塚市の人事行政の状況にかかる公表について

職員の給与や職員数の状況についてお知らせします。

この公表は「広報たからづか」12月1日号で掲載していますが、広報誌での掲載は、紙面の都合上、概要版となっておりますので、本資料での公表は、総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と職員手当を合わせたもので、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などとのバランスを考慮して、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する(地方公共団体給与情報等公表システム)をご覧ください。

1. 総括

① 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成23年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率(B/A)	(参考) 平成21年度の人件費率
平成22年度	人 229,116	千円 70,359,397	千円 836,025	千円 14,765,180	21%	22.1%

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費計				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成22年度	人 1321(188)	千円 5,801,810	千円 1,810,607	千円 2,126,756	千円 9,739,173	千円 6,454	千円 -

(注)

- 職員手当には退職手当を含みません。
- 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。
- 「職員A」欄の()人数は再任用短時間勤務職員数(別掲)です。

③ 総人件費削減の取り組みについて

職員給与の抑制と職員定数の削減により総人件費の削減を図っています。

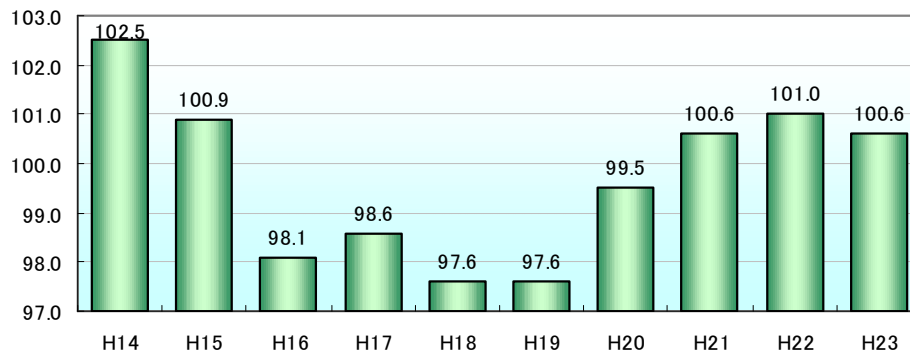
1. 職員給与の抑制

1. 特別職の給与の削減(市長10%、副市長7%、教育長・上下水道事業管理者・病院事業管理者5%)
2. 住居手当(官舎、公舎、その他区分)の廃止

2. 職員定数の削減

1. 事業の見直し、民間活力の導入、退職者補充の抑制などにより職員数の適正化を図っています。

④ ラスパイレス指数の状況



(注)

1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2. 平成18年～23年は地域手当補正後の数字

2. ■ 一般行政職給料表の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	125,200	172,900	224,300	294,200	326,200	366,300	401,300
最高号給の給料月額	251,600	370,200	420,700	435,900	451,800	496,000	500,200

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3. ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

1. 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給与月額 (国ベース)(円)
宝塚市	44.10 歳	354,896	466,407	446,433
兵庫県	44.2 歳	340,900	431,744	390,356
国	42.3 歳	327,205	—	397,723
類似団体	42.8 歳	334,358	435,366	386,150

2. 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
宝塚市	42.11 歳	193人	328,411	406,839	386,770	—	—	—	—
清掃職員	41.11 歳	51人	324,935	459,858	422,779	廃棄物処理従業員	44.6 歳	290,600	158.24%
給食調理員	43.6 歳	56人	329,899	428,982	421,039	調理師	41.4 歳	259,200	165.50%
用務員	43.9 歳	43人	336,031	454,800	431,238	用務員	53.8 歳	209,700	216.88%
兵庫県	51.2 歳	792人	331,200	396,670	365,168	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689人	283,862	—	321,662	—	—	—	—
類似団体	46.4 歳	207人	324,255	391,526	364,191	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	—	—	—
清掃職員	6,988,141	4,085,100	171.06%
給食調理員	6,597,936	3,355,100	196.65%
用務員	6,890,762	3,008,200	229.07%

(注)

1. 平均給与月額とは、給料と期末手当、勤勉手当、退職手当を除く全ての手当を含んだ金額です。
2. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成 20 年～22 年の 3 年平均)
3. 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
4. 技能労務職の宝塚市の数値は、正規職員のみ平均値であり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含みません。技能労務職の民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者を含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なるため、精確な比較値ではありません。

3. 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
宝塚市 (幼稚園教諭)	39.11 歳	309,910	378,310
兵庫県	43.5 歳	369,900	424,589
類似団体	41.5 歳	328,086	383,495

4. 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
宝塚市	39.3 歳	311,763	429,402
類似団体	40.2 歳	323,285	422,298

(注)

- (1)から(4)の各表の「平均給料月額」は、平成 23 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 技能労務職のうち「職員数」については、類似団体以外は総職員数、類似団体は平均職員数です。

② 職員の初任給の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	181,500	174,330	172,200
	高校卒	152,000	140,888	140,100
技能労務職	高校卒	152,000	137,280	137,200
	中学卒	133,700	—	129,200
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	181,500	対応職種なし	対応職種なし
	短大卒	166,100		
消防職	大学卒	189,300	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	159,400		

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	271,400	318,422	354,400
	高校卒	—	273,100	325,500
技能労務職	高校卒	—	284,250	323,940
	中学卒	—	270,300	299,283
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	269,200	313,267	—
消防職	大学卒	—	329,800	—
	高校卒	—	—	—

(注) 「—」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していないものです。

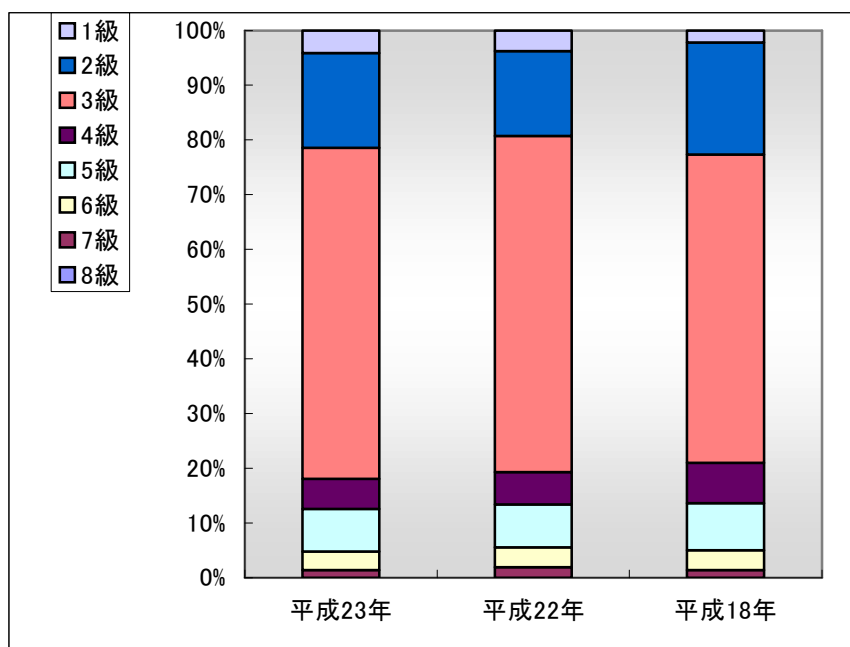
4. ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	8人	1.4%
6級	室長	20人	3.4%
5級	課長	45人	7.7%
4級	副課長	32人	5.5%
3級	係長・主任	352人	60.5%
2級	事務職員・技術職員	101人	17.4%
1級	事務職員・技術職員	24人	4.1%

(注)

- 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



級別職員数比率

区分	平成23年	平成22年	平成18年
7級	1.4%	1.9%	1.4%
6級	3.4%	3.7%	3.6%
5級	7.7%	7.8%	8.6%
4級	5.5%	5.9%	7.4%
3級	60.5%	61.5%	56.3%
2級	17.4%	15.4%	20.5%
1級	4.1%	3.8%	2.2%

② 人事評価の実施及び給与等処遇への反映状況

1. 人事評価の実施状況

1. 昇格選考対象者等に対して勤務成績の評価を実施しています。
2. 平成 15 年度から管理職を対象に人事評価制度を段階的に導入し、また平成 19 年度からは全職員を対象とした人事評価制度を試行的に導入し、職員 1 人ひとりの能力向上を図っています。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

1. 平成 21 年 6 月から管理職員を対象に人事評価結果を勤勉手当に反映しています。
2. 懲戒処分、病気休暇等による成績率の調整を実施しています。

3. 定期昇給への勤務実績の反映状況

1. 平成 22 年 1 月から管理職員を対象に人事評価結果を定期昇給に反映しています。

5. ■ 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
	千円		千円		千円	
一人当たり平均支給額 (平成22年度)	1,437		-		-	
支給割合 (平成22年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置はH18.4.1～H23.3.31の間、凍結		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%～20% (抑制後 4%～10%) ・ 管理職加算 10%～25% (抑制後 5%～10%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

宝塚市			国		
勤続年数	自己都合	勸奨・定年	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他加算措置 定年前早期退職特別措置 2～20%			その他加算措置 定年前早期退職特別措置 2～20%		
一人当たり平均支給額	2,843千円	26,664千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 22 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当

支給実績 (平成22年度決算)		751,395千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		509千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市域全域	12%	1,321人	12%

④ 特殊勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	39,855千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	105千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度決算)	25%
手当の種類(手当数)	13種類

特殊勤務手当の内容

種類	支給範囲	支給額
(1) 清掃作業等手当	じんかいの収集又は処理作業に従事した職員	1日 600円(荷重5トン以上のクレーンの運転業務に従事したときは、1日400円を加算する。)
(2) 災害対策業務 従事手当	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、荒雨天等の現場において災害対策業務に従事した職員	1日 1,500円
(3) 防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に従事した医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員	1日 290円
(4) 行旅病人等処理 手当	行旅病人の収容その他の処置をした職員 行旅死亡人の収容をした職員	1回 500円 1回 1,000円
(5) 火葬手当	市営火葬場に勤務する職員で死体の火葬に従事した職員	1回 500円
(6) 年末年始特別 勤務手当	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定める日に勤務した職員	1日 5,500円
(7) 消防夜間特殊 勤務手当	消防業務のため隔日勤務する消防職員	1当務 700円
(8) 消火等業務手当	消火業務、救助業務又は水防業務に出動した消防職員	1回 200円
	救急業務に出動した救急救命士	1回 250円(救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる業務に従事したときは、1回510円)
	救急業務に出動した救急救命士以外の隊員	1回 150円
(9) 高所等作業手当	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車で高所において消防業務等に従事した消防職員	1回 220円
	潜水作業に従事した消防職員	1回 310円
(10) 主任技術者等 手当	電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主任技術者等に選任された職員	月額 5,000円(電気主任技術者については、保安監督箇所が2箇所を超えるときは、1箇所増すごとに月額1,000円を加算する。)
(11) 緊急運転業務 手当	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事した消防職員	1回 150円
	消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事した消防職員	1回 100円
	救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事した消防職員	1回 50円
(12) 監督指導手当	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	月額 15,000円
	相当数の作業員等を指揮監督する作業長	月額 10,000円
	数人の作業員等を指揮監督する班長	月額 4,000円
(13) 医師特別調整 手当	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職員で36号給以上の号給に決定されたもののうち市長が別に定める職員(以下この表において「部長級の職員」という。)	月額 220,000円
	医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を除く。)	月額 190,000円
	医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の号給に決定されたもの	月額 150,000円
	医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の号給に決定されたもの	月額 125,000円
	医療職給料表(一)1級の職務にある職員	月額 105,000円

⑤ 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
平成22年度	192,473千円	128千円
平成21年度	173,533千円	116千円

⑥ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円 16～22歳の特定期間に対する加算各5,000円	同		179,080千円	229,884円
住居手当	借家等居住者 限度額 27,000円 持ち家に居住する帯主である職員 5,300円 (新築または購入から15年間は6,800円)	異	支給無し	120,589千円	121,195円
通勤手当	交通機関利用者 限度額 55,000円 自動車、単車などの利用者 通勤距離別(2キロ以上)に支給 自動車は2,000円から29,500円、単車などは2,000円から24,500円	異	(自動車・単車の両方)2,000円から24,500円	135,669千円	102,314円
管理職手当	理事・技監 89,000円 部長級 82,000円 室長級 71,000円 課長級 62,000円 副課長級 49,000円 係長級 40,000円 係長級のみ加給金あり (正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1ヵ月10時間を超えた場合に、20時間を限度に勤務1時間当たり1,800円)	異	職責に応じて 46,300円から 139,300円	322,370千円	612,871円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給(ただし役職者以外のみ)	同		69,098千円	211,957円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき、4,200円を支給	同		78千円	4,333円
管理職員特別勤務手当	副課長級以上の職員が勤務を要しない日又は休日 に 勤務した場合1日につき次の額を支給 部長級 10,000円、室長級 8,000円、 課長級 6,000円、副課長級 4,000円	異	最高 12,000円	—	—

6. ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等			
	給料月額【()内は、減額措置を行う前の金額】		(参考)類似団体における最高及び最低額	
給料	市長	919,000 円 (1,021,000 円)	最高額	1,137,000 円
	副市長	777,000 円 (835,000 円)	最低額	766,400 円
報酬	議長	732,000 円	最高額	950,000 円
	副議長	659,000 円	最低額	722,500 円
	議員	610,000 円	最高額	780,000 円
期末手当	市長	(平成22年度支給割合)	最低額	536,000 円
	副市長	2.95月分	最高額	740,000 円
退職手当	議長	(平成22年度支給割合)	最低額	468,000 円
	副議長	2.95月分	最高額	680,000 円
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額 × 在職月数 × 0.41	18,085,920 円	任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 0.25	9,324,000 円	
備考	「1期の手当額」は、平成23年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。			

(注) 地域手当として市長、副市長に給料月額の12%を支給しています。

7. ■ 職員数の状況

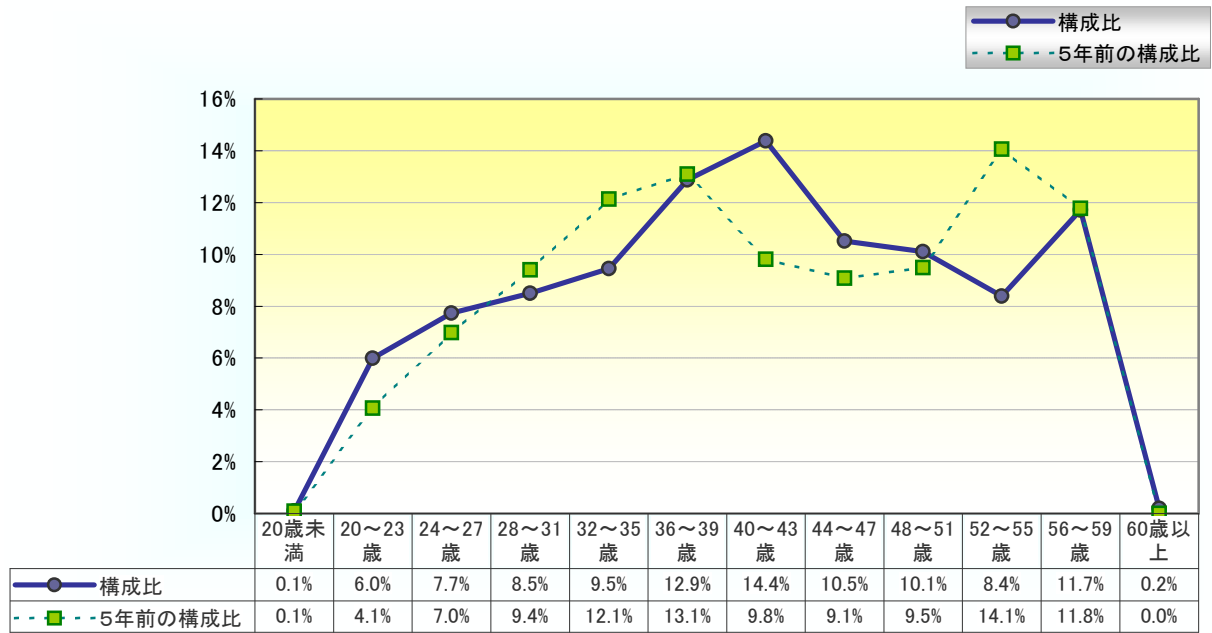
部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

		職員数(一般職)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	11	0	
		総務	197	196	△ 1	再任用職員の活用などによる
		税務	57	54	△ 3	再任用職員の活用
		労働	2	2	0	
		農林水産	11	13	2	業務増
		商工	18	16	△ 2	再任用職員の活用などによる
		土木	139	129	△ 10	業務の見直しなどによる
		民生	293	294	1	業務増などによる
		衛生	133	122	△ 11	業務の見直しなどによる
		計	861	837	△ 24	(参考)人口1万人当たり職員数 36.6人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 44.42人)
	教育部門	275	269	△ 6	再任用職員の活用などによる	
	消防部門	219	216	△ 3	再任用職員の活用	
	小計	1,355	1,322	△ 33	(参考)人口1万人当たり職員数 57.8人 (類似団体(特例市)の人口1万人当たり職員数 63.62人)	
	公営企業等会計部門	病院	477	512	35	職員の充実
水道		92	85	△ 7	再任用職員の活用などによる	
下水道		25	22	△ 3	業務の見直しなどによる	
その他		52	48	△ 4	業務の見直しなどによる	
小計		646	667	21		
合計		2,001 (2,460)	1,989 (2,546)	△ 12 0	(参考)人口1万人当たり職員数 87.0人	

(注)

1. 職員数は、一般職に属する職員数です。
2. 合計欄の()内は、条例定数の合計です。
3. 本表は、定員管理調査に基づく数値です。

① 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成18年	2人	89人	153人	206人	266人	287人	215人	199人	208人	308人	258人	人	2,191人
平成23年	2人	119人	154人	169人	188人	256人	286人	209人	201人	167人	233人	4人	1,988人

②

(単位:人)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
一般行政	984	973	938	895	861	837	△147 (△14.9%)
教育	323	308	291	283	275	269	△54 (△16.7%)
消防	223	223	230	228	219	216	△7 (△3.1%)
その他	43	42	48	52	52	48	5 (11.6%)
普通会計計	1,573	1,546	1,507	1,458	1,407	1,370	△203 (△12.9%)
公営企会計部門	619	607	586	572	594	619	0 (0.0%)
総合計	2,192	2,153	2,093	2,030	2,001	1,989	△203 (△9.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数